

## 資料編

真岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 1 9 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、真岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

真岡市子ども・子育て会議 委員委嘱名簿

区分	選出区分	氏名	所属等
会長	学識経験	横田 康子	元小学校校長
副会長	事業者	仲島 大	西真岡保育園理事長
委員	事業者	小倉 淳子	中村東小学校校長
//	事業者	荒木 龍胤	せんだん幼稚園理事長
//	事業者	上野 誠	真岡保育所所長
//	事業者	田口 ツネ子	真岡市学童保育連絡協議会指導員
//	事業者	高山 久恵	真岡市保育ママ連絡協議会会長
//	保護者	保坂 昌志	真岡市PTA連絡協議会会長
//	保護者	大越 慶子	西真岡保育後援父母会長
//	保護者	柴 美香	せんだん幼稚園父母会長
//	保護者	長山 悦子	真岡市学童保育連絡協議会会長
//	事業主	鶴見 ユミ	真岡商工会議所青年部会員
//	労働者	小野 美紀	真岡市勤労者懇談会推薦委員
//	学識経験	日下田 幸子	真岡市民生委員児童委員協議会主任児童委員
//	学識経験	関上 佳代子	子育てボランティアすみれの会会長
//	学識経験	鶴見 真	真岡市議会民生産業常任委員会委員長
//	公募	大森 由香里	
//	公募	柴 直子	
//	公募	小野 佳余子	
//	公募	荒井 咲子	

退任委員

委員	保護者	小菅 則之	真岡市PTA連絡協議会会長
//	保護者	佐藤 吉則	真岡市学童保育連絡協議会会長

## 三つ子の魂子育てプラン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市次世代育成支援対策行動計画及び真岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり基本となるべき事項について協議する機関として、三つ子の魂子育てプラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所轄事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長には児童家庭課長、部会員には別表第2に掲げる課にあつて、協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部児童家庭課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長 市民生活部長 産業環境部長 建設部長 教育次長 企画課長 安全安心課長 児童家庭課長 健康増進課長 福祉課長 三つ子の魂育成推進室長 商工観光課長 建設 課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

別表第2（第5条関係）

安全安心課 児童家庭課 健康増進課 福祉課 三つ子の魂育成推進室 商工観光課 建 設課 学校教育課 生涯学習課
--

三つ子の魂子育てプラン策定経過

時 期	事 項	内 容
平成25年8月23日	第1回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援新制度について
平成25年10月28日～ 平成25年11月20日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	
平成26年3月14日	第2回子ども・子育て会議	ニーズ調査結果について
平成26年4月24日	第1回策定委員会	三つ子の魂子育てプランの策定について 子ども・子育て支援制度の概要について
平成26年5月19日	第1回専門部会	三つ子の魂子育てプランの策定について 子ども・子育て支援制度の概要について
平成26年7月17日	第2回策定委員会	三つ子の魂子育てプランの構成について 子ども・子育て支援事業計画について
平成26年7月23日	第3回子ども・子育て会議	三つ子の魂子育てプランの構成について 子ども・子育て支援事業計画について
平成26年12月15日	第3回策定委員会	三つ子の魂子育てプランについて
平成26年12月25日	第4回子ども・子育て会議	三つ子の魂子育てプランについて
平成27年1月7日	第4回策定委員会	三つ子の魂子育てプランについて
平成27年1月16日～ 平成27年2月5日	パブリックコメントの実施	
平成27年2月13日	第5回策定委員会	パブリックコメント結果報告
平成27年2月16日	第5回子ども・子育て会議	パブリックコメント結果報告

---

---

## 三つ子の魂子育てプラン

真岡市次世代育成支援対策行動計画  
真岡市子ども・子育て支援事業計画  
(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成 27 年 3 月発行

発 行 真岡市

編 集 真岡市健康福祉部児童家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL 0285-83-8131

FAX 0285-82-2340

市ホームページ <http://www.city.moka.tochigi.jp/>

---

---